

第54回  
新宿区景観まちづくり審議会

平成26年8月29日

新宿区都市計画部景観と地区計画課

## 第54回新宿区景観まちづくり審議会

開催年月日・平成26年8月29日

### 出席した委員

進士五十八、松川淳子、後藤春彦、野澤康、橋本緑郎、浅見美恵子、大浦正夫、福井清一郎、  
和田総一郎、阿部光伸、佐藤与一、竹内洋一、谷川一美、新井建也

### 欠席した委員

窪田亜矢、秋田典子

### 議事日程

- 1、委員の委嘱
- 2、区長挨拶
- 3、委員紹介
- 4、会長及び副会長の選出
- 5、新宿区景観まちづくり審議会 小委員会委員の指名について
- 6、報告

〔報告1〕屋外広告物の景観誘導推進について

〔報告2〕新宿区景観形成ガイドラインの改定について

〔報告3〕景観事前協議の新宿区景観まちづくり審議会へ報告する基準について

- 7、その他

### 議事

午後 1時57分開会

○景観と地区計画課長 定刻の前ですけれども、全員そろっていらっしゃいます。なお、窪田委員と秋田委員が欠席という御連絡がいただいております。ただいまから、第54回新宿区景観まちづくり審議会を始めたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

事務局を務める景観と地区計画課長の森と申します。どうぞよろしく願いいたします。

早速ですけれども、お手元に次第があると思いますけれども、次第に沿って始めさせていた

だきたいと思います。

~~~~~

## 1、委員の委嘱

~~~~~

**○景観と地区計画課長** まず最初に、次第1、委員の委嘱となっておりますので、そちらのほうを執り行いたいと思います。

本審議会は、新たな任期での最初の審議会ですので、今から委嘱ということでございます。どうぞよろしく願いいたします。

〔委嘱状交付〕

~~~~~

## 2、区長挨拶

~~~~~

**○景観と地区計画課長** 続きまして、次第2でございます。区長のほうから御挨拶をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○区長** 皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。そして、ただいま皆様方にこの7月1日からの2年間の任期で新宿区景観まちづくり審議会委員をお願いいたしました。皆様には、委員をお引き受けくださいましたこと、心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

今回、区民委員として8名の方に御就任をいただきました。このうち公募により選定させていただいた区民委員は4名の方でございます。また、地域団体からの推薦として、美しい東京をつくる都民の会、新宿区町会連合会、新宿区商店会連合会、東京商工会議所新宿支部の各団体から1名ずつ、合計4名の方に前期に引き続き御就任をいただいております。皆様におかれましては、日ごろから地域のまちづくりにおいて御活躍をされていらっしゃるところでございます。ぜひそのような経験を生かしながら、地域の中で感じられていること、また、皆様方が常々区民の目線で感じられていることや、そうした点からぜひこの審議を活発なものにしていただけることを願っております。

また、学識経験者として7名の方に御就任をいただきました。皆様前期に引き続き御就任をいただいております。ありがとうございます。それぞれの専門分野で御活躍されているところでございますので、その知見、学識をもって新宿の景観まちづくりのためにぜひ活発に御審議をいただきたいと思っております。皆様、2年間どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、新宿区の景観でございますが、新宿区は多様性を力とするまちでございます。世界的な繁華街や超高層ビル群、また、閑静な住宅街、個性あふれる商店街、外濠や新宿御苑など地域ごとに魅力的で多様性にあふれております。また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。新宿は現在でも外国人観光客が最も多く訪れるまちでもありますし、東京都の観光客の入り込み調査などを見ますと、最も満足したまちというのも新宿というふうになっていることは、私どもとしては大変うれしいことだと思っております。東京オリンピック・パラリンピックを契機にますます多くの方々に新宿を訪れていただけるような、そういったまちとしてこのまちは元気を保っていくことが私は重要であると思っております。

皆さん方も御存じのように、いわゆる日本の人口は、もう日本全体としては人口減少社会に入っているわけです。そうした中で国民の消費が縮小していく中で、多くの方々にお出でいただいて、そして、そういった消費も取り込んでまちも元気になっていくということは、これは何としても必要なことであると思いますし、そういったことを一つの契機にしながら新宿のまちに多くの方々が訪れていただいて、その方々がこのまちは気持ちのいいまちだ、それから、このまちは歴史も感じる事ができるし、文化も感じる事ができる、人々が本当に生き生きと暮らしている、そのように感じてほしいと思います。そうした都市観光というのは、まちで暮らしている人たちが生き生きとした文化性を持った暮らしをしていける、そうしたことが魅力的なものになっていくと思っております。

そうしたときに、景観というのは大きな要素であると思います。そういった意味で、文化性を持った景観まちづくり計画の改定でありますとか、屋外広告物の景観誘導などさまざまな景観形成施策についてこの審議会の御助言や多くの御意見をいただきながら、新宿区としては新宿のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ですけれども、委員の委嘱に当たっての御挨拶といたします。本当にお世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

### 3、委員紹介

~~~~~

**○景観と地区計画課長** 続きまして、次第3でございます。委員の紹介のほうに移らせていただきます。

自己紹介をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に名簿があると思いますので、この順にお名前をお呼びいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、**進士五十八委員**、よろしくお願いいたします。

○**進士委員 進士五十八**と読みます。よろしくどうぞ。環境学とか造園学をやってまいりました。アメニティ・デザインとか風景デザイン、今、区長が言われたように頑張ります。よろしくどうぞ。

○**区長** よろしくよろしくお願いいたします。

○**景観と地区計画課長** ありがとうございます。続いて、**松川淳子委員**、よろしくお願いいたします。

○**松川委員** 生活構造研究所の**松川**と申します。よろしくお願いいたします。建築計画の分野から景観というものを考えてみたいと思います。

○**景観と地区計画課長** 続きまして、**後藤春彦委員**、よろしくお願いいたします。

○**後藤委員** 早稲田大学、**後藤**でございます。建築学科で都市計画を教えております。よろしくよろしくお願いいたします。

○**景観と地区計画課長** 続きまして、**野澤康委員**、よろしくお願いいたします。

○**野澤委員** 工学院大学の**野澤**と申します。工学院大学の建築学部まちづくり学科という学科で都市計画、都市デザインを教えております。御存じかと思いますが、西新宿の超高層ビルの大学でもありますし、私自身、区民でもございますので、1日の全てが新宿区内で完結している人間でございますので、区民の目線も持ちながら専門家としていろいろ考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**景観と地区計画課長** 続きまして、**橋本緑郎委員**、よろしくお願いいたします。

○**橋本委員** **橋本緑郎**と申します。よろしくお願いいたします。東京都建築士事務所協会という協会がありまして、この新宿支部の代表として現在やっております。日ごろは建築設計事務所をなりわいにして仕事をしておりますので、そういう立場からいろいろ専門的なこととお話できればいいかと思っております。よろしくお願いいたします。

○**景観と地区計画課長** ありがとうございます。続きまして、**浅見美恵子委員**、お願いします。

○**浅見委員** **浅見美恵子**です。よろしくお願いいたします。美しい東京をつくる都民の会のほうから出させていただいております。都民の目線、区民の目線を忘れずにしっかり地に足がついた目線で景観というものを取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○**景観と地区計画課長** 続きまして、**大浦正夫委員**、よろしくお願いいたします。

○**大浦委員** **大浦正夫**です。新宿区の町会連合会から来ました。何年かやっておりますけれど

も、どうもこの景気と景観というのをわかったような、わからないようなので、何か漠然としている面があるので、今後2年間はそういうことのないように、具体的に富んだような活動をしていきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○**景観と地区計画課長** 続きまして、**福井清一郎委員**、お願いします。

○**福井委員** 新宿区商店会連合会の副会長ということで出席させていただいております。地元では神楽坂通り商店会の会長をしております、神楽坂全体のまちづくりとか、そういった地区計画なんかを進めております。そんな観点からもよろしく願いいたします。

○**景観と地区計画課長** 続きまして、**和田総一郎委員**、お願いします。

○**和田委員** 和田です。商工会議所から参りました。ふだんはこちらから道路一本隔てた駅前地区、通称モア街というところにおります。どうかよろしく願いいたします。

○**景観と地区計画課長** 続きまして、**阿部光伸委員**、お願いします。

○**阿部委員** 矢来町に住んでいます**阿部**でございます。いつもは朝、矢来公園でラジオ体操してから来ております。そして、週末は矢来公園、そして矢来能楽堂、そして神楽坂と外濠を散策するのが趣味でございますので、その目線で参加させていただきます。

○**景観と地区計画課長** ありがとうございます。続きまして、**佐藤与一委員**、お願いします。

○**佐藤委員** 皆さん、初めまして。**佐藤与一**と申します。私は昭和42年に今の歌舞伎町2丁目で生まれまして、以来、住居は新宿区内でたびたび変わっているんですけども、46年間歌舞伎町で生活をほぼしておりますので、今回は大変難しい問題であると思っておりますけれども、そういった目線からこの審議会に参加させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○**景観と地区計画課長** ありがとうございます。続きまして、**竹内洋一委員**、お願いします。

○**竹内委員** 柏木地域の**竹内**です。今ちょっと46年という話でしたが、私も柏木に六十五、六年いまして、ほとんどずっと柏木です。まちづくりに関与してまして、この景観ということについては少し生活環境を視点とした景観ということを考えていければなと思っております。よろしく申し上げます。

○**景観と地区計画課長** ありがとうございます。続きまして、**谷川一美委員**、お願いします。

○**谷川委員** 高田馬場に住んでおります**谷川一美**と申します。こよなく新宿を愛しております。自分のためにも、それから、外から訪れる人のためにも美しい新宿区をつくっていきたく思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○**景観と地区計画課長** 続きまして、**都市計画部長**、よろしく願いいたします。

○**新井委員** 新宿区の都市計画部長の**新井**と申します。事務局の取りまとめのほうも兼ねてお

りますので、当審議会の御意見やアドバイスを承りながら、新宿らしい潤いのある景観づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○景観と地区計画課長 皆様どうもありがとうございました。

~~~~~

#### 4、会長及び副会長の選出

~~~~~

○景観と地区計画課長 それでは、次第4のほうに移りたいと思います。

次第4は会長及び副会長の選出でございます。会長、副会長につきましては、新宿区景観まちづくり条例施行規則第38条第2項におきまして、委員の互選によって定めるということになっております。私のほうで選出に関する司会を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず会長についてでございます。推薦されるという方がおられましたら、どうぞお願いいたしたいと思います。いかがでございましょうか。

○浅見委員 進士委員。

○景観と地区計画課長 わかりました。ほかにごございますでしょうか。

○福井委員 前会長の進士委員にお願いしたいと思います。

○景観と地区計画課長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、会長につきましては、進士委員という提案がございました。それでは、進士委員のほうに会長についていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕（拍手）

○景観と地区計画課長 ありがとうございます。それでは、進士会長、会長席のほうに移動をよろしく願いいたします。

○区長 よろしく願いいたします。

○景観と地区計画課長 では、ここで会長から一言をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○進士会長 いろいろやってまいりましたが、皆さんの御協力で新宿は今、先ほど区長のお話の歌舞伎町のリニューアルと申しますか、リフレッシュがすごい勢いでできていますし、あと外苑の計画などもあり、皆さんの御協力でいい景観行政が新宿に定着しますよう進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。（拍手）

○区長 よろしく願いいたします。

○**景観と地区計画課長** 続きまして、副会長の選出のほうになります。

○**進士会長** 副会長はどういたしましょうか。何か皆さん、御推薦ございますか。

○**福井委員** 前任の**後藤委員**にお願いしたいと思います。

○**進士会長** どうもありがとうございます。**後藤委員**、いかがでしょうか。（拍手）

どうもありがとうございました。では、**後藤委員**に副会長をお願いしたいと思います。

○**景観と地区計画課長** それでは、副会長の**後藤委員**からも一言お願いします。

○**後藤副会長** 今、**進士会長**がおっしゃったようなことを行っていかなければいけないと思うんですけれども、そうしたランドマーク的な景観だけではなくて、先ほども生活者目線というお話がありましたけれども、身近な暮らしに近いところの景観、僕の言葉で言うと生活景という言い方をしておりますが、そうしたものもぜひ新宿区の景観まちづくりの大事な取り組みだというふうに考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○**景観と地区計画課長** それでは、会長、副会長、どうぞよろしく願いいたします。

ここから先は**進士会長**に務めていただきたいと思います。

区長はこの後所用がございますので、ここで退席させていただきます。

○**区長** それでは、皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**景観と地区計画課長** では、**進士会長**、よろしく願いいたします。

○**進士会長** それでは、これから審議会を始めさせていただきますと思います。

本日の進行について事務局から御説明いただきます。

○**景観と地区計画課長** 事務局でございます。

それでは、本日の進行を御説明いたします。

本日は、2名の委員が御欠席されておりますけれども、委員の過半数が出席しておりますので、新宿区景観まちづくり条例施行規則第39条第2項により審議会は成立いたします。

審議会は公開となっておりますので、皆様御了承ください。

また、傍聴の方がいらっしゃいますけれども、発言はできませんので、御了承ください。

続きまして、本日の進行についてでございます。配付した次第のとおりでございます。

次に、資料について確認したいと思います。

まず、机の上に配付資料として次第、そして、新宿区景観まちづくり審議会小委員会の委員の指名について、そして、報告2の資料3、エリア別景観形成ガイドライン、そして、新宿区景観まちづくり条例、施行規則、そして、新宿区景観まちづくり計画、新宿区景観形成ガイドライン、こちらのほうがあると思います。もし足りなければ、その旨お伝えください。

これらのうち新宿区景観まちづくり条例、施行規則及び新宿区景観まちづくり計画、新宿区景観形成ガイドラインにつきましては、各委員の専用のもので御用意いたしました。ですから、御自由に書き込み等をしていただいて結構でございます。

なお、審議会が終わった後に事務局のほうで保管していきたいと思っております。今後、審議会を開催する際に机上にまた配付させていただき、そのような形をとりたいと思っております。ただ、もし持ち帰りたいというような方がいらっしゃいましたら、その方は次の審議会には必ずお持ちくださるよう、どうぞよろしく願いいたします。

また、今回新たに就任されました委員の皆様には、そのほかに新宿区景観まちづくりガイドブック、こちらのほうも配付させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

次の資料の確認ですけれども、既に送付済みの資料として確認しておきたいと思えます。まず、今回は報告1、2、3と3つございまして、それぞれについて資料があります。報告1の資料でございますけれども、報告1の資料1、屋外広告物の景観誘導推進について、資料2、新宿区景観まちづくり計画一部改定（素案）の概要について、資料3、新宿区景観まちづくり計画一部改定（素案）、資料4、屋外広告物に関する景観形成ガイドライン（素案）の概要について、資料5、屋外広告物に関する景観形成ガイドライン（素案）、そして、参考資料として新宿区景観まちづくり計画一部改定（素案）について。

続きまして、報告2の資料でございます。資料1、新宿区景観形成ガイドラインの改定について、資料2、エリア別景観形成ガイドラインの時点修正について（抜粋）、資料4、要素別景観形成ガイドライン（素案）、資料5、新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドライン（改定案）。

続きまして、報告3の資料でございます。資料、景観事前協議の新宿区景観まちづくり審議会へ報告する基準について、続きまして、参考資料でございます。地域特性を考慮する必要のある地区について、資料については以上でございます。もし不足等がございましたら、御連絡いただきたいと思います。

会の途中でも結構ですので、もし不足等がありましたら御連絡いただけたらと思います。事務局からのほうの説明は以上でございます。お願いします。

**○進士会長** ありがとうございます。資料、その他よろしいでしょうか。では、そういう方は手を挙げていただきまして。

~~~~~

5、新宿区景観まちづくり審議会 小委員会委員の指名について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○進士会長 それでは、次第に入りたいと思います。次第5の新宿区景観まちづくり審議会小委員会委員の指名につきまして、事務局から御説明いただきます。

○景観と地区計画課長 事務局でございます。

新宿区景観まちづくり審議会小委員会の委員についてでございます。お手元に資料があると思いますので、そちらを御覧になっていただきたいと思います。

新宿区景観まちづくり条例第31条第1項では、審議会の効率的な運営を図るため審議会に小委員会を置くことができると定めております。平成24年に開催いたしました第49回新宿区景観まちづくり審議会でご皆様の承認をいただき、小委員会を設置しているところでございます。

まず、その趣旨を御説明いたします。

平成26年7月1日から景観まちづくり審議会委員の新たな任期が開始しておりまして、本日区長から委嘱させていただきました。これに伴い、本日は小委員会の委員について審議会会長に指名していただきたいというものでございます。

小委員会委員の構成について御説明いたします。景観まちづくり条例施行規則第40条第1項では、小委員会の委員は、審議会委員のうちから審議会の会長が指名する9人以内をもって組織するとなっております。そこで、前回と同様、小委員会の委員を9名とすることを提案させていただきます。また、委員構成の比率につきましても、前回と同様に学識経験者から5名、区民委員から4名ということをご提案させていただきます。

以上、委員構成について御検討していただいた上、本日の審議会において会長から小委員会の委員を指名していただければと考えております。

続きまして、委員長及び副委員長の選出でございます。規則の第40条第2項では、小委員会に委員長及び副委員長を置くこととなっております。規則第40条第3項で、委員長は、小委員会に属する委員のうち審議会の会長が指名するものとなっております。本日指名された小委員会委員の中から審議会会長に委員長を御指名いただきたいと思っております。また、副委員長の選任方法につきましては、特に定めがございませんので、本日の審議会の中で御選任いただければと思っております。

最後に、小委員会で議題とする事項についてですが、議題とすることは大きく2つございます。1つは、条例第31条第2項に定める委任事項でございます。これは、条例第29条第2項第2号から第4号にあります勧告、命令、公表についての調査審議を小委員会に委任することができるように定めているものでございます。2つ目です。委任事項以外といたしまして、景観まち

づくり計画の改定、その他景観まちづくり政策についての御助言をいただきたい場合に小委員会を開催したいと考えております。

なお、小委員会の開催の実績ですけれども、大体年2回程度ということになっております。

以上、小委員会の委員について御説明させていただきました。それでは、会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

**○進士会長** それでは、審議会の効率的な運営ということで小委員会について、今説明がありました。条例の施行規則の40条の1項に会長が行うということになっているようですので、これから指名させていただこうというわけです。

名簿はこの式次第の後ろにあります。小委員会はまだここに出ていませんので、学経のほうから私、**進士**、**後藤委員**、**野澤委員**、**橋本委員**、**秋田委員**、以上5名ですね。それから、団体推薦の区民から**大浦委員**、**和田委員**お二人、それから、公募区民委員から**佐藤委員**、**谷川委員**のお二人ということでお願ひしたいと思ひます。これまでと同じように小委員会の委員は1年交代で、今回指名した方以外の方は来年の7月以降にまた1年間お願ひするという形で、全員にわたるようにお願ひしたいということでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、委員長であります。委員長の指名も40条第3項に会長が行うというのがありますので、**野澤委員**にお願ひしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。副委員長の選任は、条例規則では特に定めていないようではありますが、どなたかございましょうか、推薦。なければ私のほうからお願ひしたいと思ひます。**橋本委員**にお願ひしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、**野澤委員長**、**橋本副委員長**ということで、9人体制で随時必要に応じて開催するというにさせていただきます。どうぞよろしく。

~~~~~

## 6、報告

[報告1] 屋外広告物の景観誘導推進について

~~~~~

**○進士会長** それでは、次第6であります。報告3つございますが、2年前からでしたか、広告行政に本格的に全国に先駆けて新宿は取り組みました。その最後の山場で、非常に頑張っでこれまで取り組んでこられたようですので、その成果を今日御説明いただいて、順次その後の手続に進みたいということでございます。

それでは、早速ですが、事務局から報告1、屋外広告物の景観誘導推進について御説明いただきます。

○景観と地区計画課（千葉） 景観と地区計画課の千葉と申します。

報告1、屋外広告物の景観誘導推進について説明いたします。説明はスライドのほうと、あとその後資料を用いて説明しますので、少々お時間いただきたいと思います。

それでは、次第6、屋外広告物の景観誘導推進について説明いたします。

今年度末に新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドラインの改定を予定しており、1月ごろに本審議会でご審議いただく予定です。本日はその事前の報告となります。屋外広告物は、景観形成において重要な要素となっております。しかし、新宿区では景観事前協議の対象になっておらず、また、独自の取り組みは新宿御苑周辺の制限など限定的であり、屋外広告物の景観誘導が必要となっております。平成25年度には学識経験者、区民、関係団体の代表者からなる検討委員会を設置し、区全域のガイドラインの検討を開始しました。また、地域特性に応じた景観誘導を行うため地域部会を設置し、地域別のガイドラインの検討を進めてきました。平成26年7月にはガイドラインの検討委員会案を取りまとめました。

これまでの検討を踏まえ、屋外広告物の景観誘導についてまとめたものがこちらの3つとなります。まず、上から1つ目、景観事前協議で屋外広告物の景観誘導を行っていきます。次に2つ目、景観事前協議が可能になるように新宿区景観まちづくり計画、新宿区景観まちづくり条例を改正します。そして、3つ目、景観事前協議が円滑に行われるようにガイドラインを策定していきます。

それでは、新宿区景観まちづくり計画一部改定、新宿区景観まちづくり条例改正、景観形成ガイドラインの拡充についてそれぞれ説明してまいります。

こちらについては、まず、新宿区景観まちづくり計画一部改定（素案）の内容についてでございます。改定の内容は3つあります。1つ目は、景観形成方針に新たに屋外広告物に関する事項を追加します。そして、2つ目、各区分地区の建築物の新築等における景観形成基準に屋外広告物に関する事項を追加します。そして、3つ目、区分地区の景観形成方針に屋外広告物に関する事項を追加します。

こちらは改定内容の1つ目、景観形成方針に新たに屋外広告物に関する事項の追加についての説明です。こちらは平成24年度に本審議会において審議いただいた内容を検討委員会等の意見を踏まえまして修正したものでございます。追加する方針はデザイン誘導などによる景観形成、そして、2つ目、多様な広告の誘導、3つ目、建築物の新築等における誘導、そして、4

つ目、区民等への啓発、そして、5つ目、多様な主体との連携、そして、6つ目、地域特性をいかしたルールづくりとなります。

続いて、2つ目です。各区分地区の景観形成基準に屋外広告物に関する事項の追加についてでございます。

建築物の新築等の景観事前協議等において屋外広告物に関する誘導を行うため、スライドにお示ししています基準を全ての区分地区に追加します。多くの屋外広告物は、建築物に設置されます。建物所有者等へ設計の早い段階からビル名、店名等の広告物に関して設置計画を促してまいります。

続いて、改定内容3つ目の説明でございます。区分地区の景観形成方針に屋外広告物に関する事項の追加に関する内容でございます。歴史あるおもむき外濠地区とエンターテイメントシティ歌舞伎町地区の2地区に方針を追加します。

まずは歴史あるおもむき外濠地区についてです。歴史、水と緑といった外濠の景観に配慮した屋外広告物を誘導していきたいと考えております。今後は東京都屋外広告物条例を活用した規制強化等も検討してまいります。

続いて、2つ目の地区ですけれども、エンターテイメントシティ歌舞伎町地区についてです。屋外広告物の活用により賑わいと活力を高める景観形成を目指していきたいと考えております。今後はエリアマネジメントの取り組みと連携した制度の活用を検討してまいります。

続いて、こちらのスライドですけれども、景観まちづくり条例及び規則改正についての内容でございます。条例改正では、景観事前協議の対象に屋外広告物を追加します。そして、規則改正では、屋外広告物の景観事前協議の手続及び運用に関する内容を追加します。

続きまして、景観形成ガイドラインの拡充に関する説明です。屋外広告物に関するガイドラインを追加します。ガイドラインは、景観事前協議などで活用します。ガイドラインは大きく2つに分類され、区全域の内容と地域別に関する内容があります。説明はスライドの後に資料を用いて概要を説明してまいります。

続いて、スケジュールについてです。予定としましては、本日の審議会の後、都市計画審議会へ報告する予定でございます。そして、パブリック・コメント及び地域説明会、その後の景観まちづくり審議会、都市計画審議会で御審議いただき、今年度末に景観まちづくり計画の改定、景観形成ガイドラインの改定、景観まちづくり条例の改正を予定しております。

それでは、屋外広告物に関するガイドラインについて資料を用いて説明したいと思います。

こちらの報告1、資料5と書いてあるこちらの資料です。こちらを使いながら説明してまい

りたいと思いますので、お手元に御用意いただければと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、まず表紙をめくっていただいて、目次を御覧ください。序章、1章、2章、3章とあります。序章は屋外広告物の役割などを記載しております。第1章は取り組みの背景など、第3章では屋外広告物の関連制度などを示しております。ガイドラインの内容となるのは第2章となります。

それでは、ガイドラインの中身となります第2章を説明してまいります。分量がありますので、概略を説明します。

それでは、19ページを御覧ください。

19ページ、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインの視点というページでございますけれども、こちらではガイドラインの視点としまして、この左ページのほうに2つの景観誘導の視点、そして、右側のページのほうに4つの啓発の視点を示してございます。景観誘導の視点は、景観事前協議において誘導していく内容でございます。啓発の視点は、事業者、区民等へ広く啓発していく内容でございます。景観誘導の視点においては、周辺環境や景観、そして、建築物や敷地特性に視点を置いて誘導してまいりたいと思います。啓発においては、ユニバーサルデザイン、信頼性・安全性、窓面広告等、そして、維持管理、これらの視点で啓発してまいりたいと思います。

それでは、景観誘導の視点ごとにどのように景観を誘導していくかについて説明してまいります。

次のページをめくっていただいて、21ページ、22ページを御覧ください。

景観誘導の視点1については、6つの項目で構成されております。こちらでは、1つ目の項目として住居エリアにおける屋外広告物の景観形成に関する内容です。見方としましては、左ページで項目の説明がありまして、右側のページ、上のほうに景観形成の目標を示してございます。こちらの住居エリアに関する景観形成の目標としましては、「暮らしの価値や魅力を高める景観へ」となります。そして、目標の下にあります方策イメージとしまして事例を示してございます。住居エリアにおける店舗、マンション、コインパーキング等の屋外広告物の良好事例を示し、誘導を図ってまいります。

続いて、次のページを御覧ください。ページが23、24ページになります。

こちらは商業エリアについての内容です。目標は「地域の個性を高め魅力をつくる賑わいある景観へ」となります。方策イメージとしましては、風情のある商業地、地域の商店街、新宿駅周辺の店舗などの屋外広告物に関する事例を示してございます。

そして、次のページ以降について概略を説明してまいります。

まずは25、26ページを御覧いただければと思います。こちらでは、オフィス街、工業エリアについての内容を示してございます。

続いて、27、28ページ、御覧ください。こちらでは、歴史、自然などの景観資源周辺についての内容となります。

そして、その次になります29ページ、30ページを御覧ください。こちらでは、駅前交差点、幹線道路などについての内容となります。

そして、続いて31ページ、32ページを御覧いただければと思います。こちらでは、昼間と夜間についての内容を示してございます。ここまでが景観誘導の視点1の内容となります。

それでは、続いて次のページ、33ページ、34ページを御覧ください。

こちらは、景観誘導の視点2の内容となります。景観誘導の視点2は、2つの項目から構成されます。まず1つ目は、建築物と広告デザインについての内容です。建築物の形態意匠と調和した魅力ある広告デザインという目標のもと、方策イメージを示してございます。

続いて、次のページ、35ページ、36ページを御覧ください。

こちらでは、緑化など外構計画や、路面店の店構え、そういった店舗意匠計画と広告デザインに関する内容となります。景観誘導の視点2は、ここまでとなります。

続きまして、次のページを御覧ください。37、38ページをお開きいただければと思います。

ここからは啓発の視点の内容となります。まず、見開き左側、37ページではユニバーサルデザインについての内容でございます。そして、見開き右側、38ページです。こちらでは信頼性・安全性についての内容となります。

そして、次のページ、39、40ページを御覧ください。

こちら、左側、39ページでは窓面広告、置き看板等の内容についての啓発でございます。そして、右側、40ページになります。こちらについては維持管理について示してございます。啓発の視点は以上となります。

続いて、次のページを御覧ください。41ページ、42ページとなります。

こちらのページでは、公共サインに関するさらなる取り組み事項を示しております。公共サインには、法令等により仕様が定まっているものと、独自でデザインを決定できるものに分けることができます。こちらでは、独自でデザインを決定できるものを対象とします。なお、法令等で仕様が定まっているものは、適用できる範囲で求めていきたいと思っております。内容につきましては、ユニバーサルデザイン、景観への配慮、維持管理について公共サインにおける重要

な事項を示しております。

それでは、次のページに進みたいと思います。43、44ページを御覧ください。

ここからは地域別ガイドラインの内容となります。地域別ガイドラインは、歌舞伎町地区と外濠周辺地区の2地区です。歌舞伎町地区では、エンターテイメントシティとして賑わいと活力を高める景観形成を目指すため策定します。そして、外濠周辺地区では、歴史、水と緑に調和した景観の創出を目指すために策定してまいりたいと思います。

それでは、44ページを御覧ください。

まずは歌舞伎町地区の内容です。ガイドラインの範囲は、歌舞伎町1、2丁目となり、景観誘導項目が適用される範囲としましては青い範囲、歌舞伎町1丁目となります。屋外広告物の景観誘導の項目としては3つございます。1つ目はセントラルロード、シネシティ広場、2つ目はT字路のアイストップ、3つ目は靖国通り沿いとなります。そして、次のページ以降で細かい内容を示してございます。

ページをめくり、45、46ページを御覧ください。

一部内容を紹介してまいります。こちらでは、セントラルロード沿道及びシネシティ広場周辺に関する内容となります。歌舞伎町ならではの誰もが心地よく楽しめる景観へという目標に具体的な方策を6つ挙げております。歌舞伎町の都市構造、まちづくり等の動きと合わせ、屋外広告物を活用した景観を誘導していきたいと考えております。

それでは、続きまして、外濠周辺地区についての内容に説明をいたします。ページが飛びます。52ページを御覧ください。

52ページから外濠周辺地区の内容となります。外濠周辺地区は史跡及び史跡から200メートルの範囲となります。景観誘導項目は3つあり、まずは駅間、そして、次に駅前、そして、3つ目、眺望景観の保全についてとなります。ガイドラインの適用範囲には飯田橋駅、市ヶ谷駅、四谷駅があり、駅前と駅間のあり方については、地域の方々の検討の中で、少し考え方を分けたほうがよいのではという意見がございました。外濠周辺地区全体では、水と緑との調和について屋外広告物を少し抑えた誘導となります。その中で駅前では賑わいに少し考慮した内容となっております。詳細は次ページ以降に示してございます。

続きまして、2ページめくっていただいて、55ページを御覧いただければと思います。

一部内容を紹介します。こちら55ページにつきましては、駅前に関する内容でございます。歴史あるおもむき、水と緑の連続性を意識した風格と賑わいの景観を目標に具体的な方策を4つ示しております。具体的な方策2、上から2つ目でございますけれども、こちらを御覧ください。

さい。例えば、高彩度の色彩の使用を避けるもしくは最小限に抑えるなどといった外濠景観の風格と賑わいの調和を図るといったような方策を示してございます。簡単ではございますけれども、地域別ガイドラインの説明は以上となります。

そして、第2章ではこの後に61、62ページは手続に関する内容、そして、63ページではガイドラインの見直し等を示してございます。

簡単ではございますけれども、ガイドラインの説明は以上です。ガイドラインについては、検討委員会及び地域部会で検討を重ね、取りまとめたものでございます。報告1、屋外広告物の景観誘導推進についての説明は以上となります。ありがとうございました。

**○進士会長** ありがとうございました。それでは、何か御質問や御意見がございましたらどうぞ。特にございませんか。

はい、どうぞ。

**○阿部委員** ずっと見させていただきまして、非常にまとまっていると思います。ただし、屋外広告物の景観形成の中で、例えば38ページの見え方の問題なんじゃないかと。窓面内側から広告を表示する窓面広告と書いてあるんですけども、何かそれがわかりにくい気がするんですが、これが屋内側にある広告ですからというのがちょっとわかりにくいので、例えば31ページ目のCGが何かでつくっているんでしょうが、非常に昼と夜のわかりやすいイメージのイラストがあるんですね。このぐらいの雰囲気があると、39ページの屋内側に広告があるというのもわかると思うので、これだけ見ると何が何だかわからないという気がちょっとしました。それが1点。

それともう一点は、これ御説明したかもわからないんですけども、最後に用語集というのがありまして、いろんなことが書いてありましていいんですが、1点気になったのは、先ほどの44ページ目のところで、エリアマネジメントの取り組みと連携に特例制度を活用するというふうに書いてありまして、特例制度は何ですかと具体的な星印をつけた用語集のところにあればなと思ったんですね。用語集の中にこの特例基準がなくて、例えば東京都の知事の特例によるという言い方をしているのか、そういうのであれば、それは用語集のところで星印をつけてやったほうがいいのかと思いました。

それと、用語集に幾つか書いてあるので、これはわかりやすいんですが、どこで使われていたか、例えばどこかでスターでも何でもつけておけば、最後の用語集でわかりますという親切な形になるかと思いましたので、その辺をうまくやっていただければよりわかりやすくなると思いました。

以上です。

○進士会長 ありがとうございます。何かお答えありますか。

○景観と地区計画課長 2点ともよくわかりましたので、御意見を生かしていきたいと思っております。

○進士会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ後藤委員。

○後藤副会長 51ページの右上のターミナルビスタという図なんですけれども、まず出典が孫引きなので、これはやっぱりちゃんとオリジナルを示してください。

それから、本文中に石川栄耀と出ているならば石川氏でもいいんですけども、本文中に出ていないような気がしたから、やっぱりフルネームで「石川栄耀らによる」としていただいたほうがより正確だと思います。

○景観と地区計画課長 こちらも改めます。

○進士会長 そうね。新宿区としては、歌舞伎町では石川先生を売っておいたほうがいいね。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここまでは御了解いただいたので、次にまいりたいと思います。全部終わってからまたあれば、そのときでも結構ですから。

~~~~~

## 6、報告

[報告2] 新宿区景観形成ガイドラインの改定について

~~~~~

○進士会長 報告2にまいりたいと思います。景観形成ガイドラインの改定について事務局、よろしく。

○景観と地区計画課（宮本） 景観と地区計画課の宮本です。

報告2、景観形成ガイドラインの改定について説明させていただきます。

初めに、報告2、資料1を御覧ください。

最初に概要について説明させていただきます。

平成21年度に策定された新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドラインを活用し、景観事前協議を行ってきました。これまでの景観事前協議の実績を踏まえ、よりきめ細やかな景観誘導を図るため、今年度景観形成ガイドラインの改定を行います。今後、平成27年1月ごろに審議会でも審議していただく予定ですが、本日は事前に改定内容について報告をさせて

いただきます。

それでは、改定内容について御説明いたします。大きく3点ございます。

1点目は、エリア別景観形成ガイドラインの時点修正についてです。平成24年度における区内の現地調査の結果、分析をもとに、以下に示しております6項目の修正を行い、現状との整合を図ります。2点目は要素別景観形成ガイドラインの追加についてです。新宿区景観まちづくり計画で定められている景観形成基準のうち形態意匠、設備等修景、みどりに関する内容について、区内のどの地域においても考慮すべき一般的な留意点を新たにガイドラインとして定め、今後の景観事前協議の円滑化を図ります。3点目は、新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドラインの改定についてです。このガイドラインのうち屋外広告物についての基準を一部変更いたします。

今後の予定ですが、平成26年11月中旬にパブリック・コメントの実施、平成27年1月に景観まちづくり審議会に諮問をし、平成27年3月に改定を行う予定でございます。

それでは、それぞれの変更内容について詳しく説明させていただきます。

こちらの資料でお示ししている順番と異なりますが、初めにスライドを用いて要素別景観形成ガイドラインの追加について報告をさせていただきます。

では、要素別景観形成ガイドラインの改定について御説明させていただきます。

まず、今回追加いたします要素別景観形成ガイドラインの策定の趣旨を御説明いたします。景観まちづくり計画で定められている景観形成基準のうち、区内のどの地域においても考慮すべき一般的な留意点をガイドラインに追加し、景観事前協議の円滑化を図ることが策定の目的です。これまでの景観事前協議の主な指摘事項である形態意匠、設備等修景、みどりの3項目を要素別ガイドラインとして現在のガイドラインに追加し、よりきめ細やかな景観誘導を進めていきます。お手元でございます資料4は、それぞれのガイドラインとなります。

まず、形態意匠の景観形成ガイドラインから説明させていただきます。資料では1枚目となります。

ガイドラインの構成は、初めに景観形成の方針を示し、その考え方と具体的な方策を示しております。形態意匠の景観形成の方針の1点目として、建築物がまちなみに与える影響を考慮し、周辺景観との調和に配慮することを定めております。方針に基づきまして、周辺景観と調和した形状・デザイン、素材・色彩を選ぶように誘導を行います。具体的には圧迫感の軽減に配慮すること、意匠のまとまりに配慮すること、景観を阻害するおそれのある色彩を避けること、素材や色彩選びを工夫することといったことを求めています。

景観形成の方針の2点目として、区内には個性的で多様な景観が数多く存在することから、景観の中で建築物が果たす役割に配慮することを定めております。こちらの方針に基づき、景観上重要な要素に配慮するよう誘導を行います。具体的には、見晴らし景観などの面的な景観要素、道路や車窓からの眺めなどの線的な景観要素、アイストップやランドマークなど点的な景観要素といったことに配慮することを求めています。

続きまして、設備等修景の景観形成ガイドラインについて説明いたします。資料では2枚目となります。

設備等修景の景観形成の方針の1点目として、設備等は建築物の一部として計画、設計することを定めております。方針に基づき、設備等も建築物の一部と認識して建築物を計画、設計するよう誘導を行います。具体的には、建築物等と一体的な印象となるようデザインする、壁面にあらわれる設備、機械類を建築物内に設置する、配置や形態に工夫し、スカイラインに与える影響を軽減するといったことを求めています。

景観形成の方針の2点目として、変化に富んだ地形などの景観資源、中高層建築物からの視線に配慮することを定めております。区内には坂道や超高層ビル群などが多く存在していることから、変化に富んだ地形からの視線に配慮して修景するよう誘導を行います。具体的には、歩行者や水平方向からの見え方に配慮する、神田川・妙正寺川沿いでは橋や対岸からの見え方に配慮する、新宿御苑内からの眺めに配慮し、樹木に囲われた景観を保全することといったことを求めています。

続きまして、みどりの景観形成ガイドラインについて説明させていただきます。資料では3枚目となります。

みどりの景観形成の方針の1点目として、まちの記憶を大切にすることを定めております。方針に基づき、既存樹木は残すよう誘導し、地域の歴史や文化を伝える既存樹木を残すよう求めています。

景観形成の方針の2点目として、地形の特徴を生かすことを定めております。土地に合った緑を植えるよう誘導し、風土に配慮する、敷地環境に配慮した植栽を行うよう求めています。

景観形成の方針の3点目として、地域性を大切にすることを定めております。方針に基づき、さまざまなみどりを植える、四季を感じるみどりを植える、まちのためのみどりをデザインするよう誘導を行っていきます。具体的には、さまざまな場所に植える、さまざまな樹種を植える、植栽の姿で季節の移ろいを演出する、まちなかでみどりが目に入りやすい景観をつくる、地域ごとの特徴を踏まえたみどりの景観をつくる、新宿区のみどりをつなげることを意識する

よう求めています。

要素別景観形成ガイドラインの追加については、以上です。

続いて、改めて資料のほうで引き続き御説明をさせていただきます。

**○進士会長** どうぞ。

**○景観と地区計画課（宮本）** 続いて、エリア別景観形成ガイドラインの時点修正について御説明させていただきます。

報告2の資料2と当日配付させていただきました報告2、資料3を御覧ください。

新宿区では、区内を72のエリアに分け、地域の景観特性に応じた良好な景観の形成を推進するための指針としてそれぞれの地域にエリア別景観形成ガイドラインを定めております。本年度そのエリア別景観形成ガイドラインの時点修正を行います。

資料2を御覧ください。

全エリアのうち2エリアについて修正前と修正後を比較したものがこちらになります。こちらにお示しした修正前と修正後といったやり方で全エリアの修正を行っておりまして、それをまとめたものが資料3になります。資料2を用いまして、今回の修正内容について説明をさせていただきます。左側が修正前、右側が修正後となります。修正内容は大きく6つございます。

まず、右側の修正後①を御覧ください。こちらでは景観資源の追加を行っております。国の登録有形文化財や都と区の指定文化財など景観資源を新たに示しております。

続いて、②を御覧ください。こちらでは、保護樹木の追加をしております。新宿区のみどりの条例で保護樹木として指定されているものを新たに追加いたしました。

続いて、③を御覧ください。こちらでは、エリア境界の明確化を行っております。これまでにはエリア境界が示されていない地域やエリアが重複している地域がありましたので、今回、赤の一点鎖線によりエリア境界を明確化いたしました。

次に、④を御覧ください。こちらは凡例の統一となります。これまでの凡例の中には、「地域を象徴する建築物」が他のエリアでは「地区を象徴する建築物」と表記されていたり、坂道の矢印の表記が下から上と上から下が混在するなど一部統一されていないものがありましたので、今回全エリアの凡例を統一いたしました。

続いて、⑤を御覧ください。こちらは写真の更新となります。これまで掲載されている写真の中には、天気が悪いときに撮影したものですとかブレがあるものなどがありましたので、最新の写真に更新をしております。

最後に、⑥を御覧ください。こちらは現状との相違点の修正となります。建物形状が変化し

ている地域など、現状との相違点が生じているエリアについて修正を行いました。エリア別の景観形成ガイドラインの時点修正については以上となります。

最後に、新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドラインの改定について説明をさせていただきます。

報告2、資料5を御覧ください。

こちらのガイドラインは、区で許可する総合設計を活用する場合に適用されるもので、都の基準を準用しております。この基準では、屋外広告物の設置等について一定の制限を定めております。今回、地区計画等のまちづくり方針の実現に寄与する屋外広告物に対してのただし書きを追加いたします。ただし書きの内容は四角く追加と書いてあるところなんですけれども、「地区計画やガイドライン等のまちづくり方針において、屋外広告物を活用して賑わい創出を図ることが定められている地域に設置するもので、当該方針に寄与するものはこの限りではない」となっております。これにより、これまで以上に地域特性を生かした景観誘導が可能になると考えております。

報告2、景観形成ガイドラインの改定についての説明は以上となります。

**○進士会長** ありがとうございます。それでは、ただいままでの説明で御質問や御意見がございましたら。いかがでしょう。

つまらないことを言うんだけど、みどりというのはたくさん出てきて、みどりを植えるというのは日本語にあるのかね。みどりというのは抽象的なので、植えるときは木を植えるとか草を植えるとか植物を植えると。みどりを増やすという一般論と植えるというのは具体的な行為だから。「みどりを植えます」は変だね。増やすのほうがいいと思うね。

**○景観と地区計画課長** そのような言い回し、もしかしたらほかにもあるかもしれませんので、見直しておきます。

**○進士会長** 本質的な話じゃないんだけど、でも、結構大事だからね。

どうでしょう、よろしいですか、今までのところ。

それでは、その次にまいりたいと思います。

~~~~~

## 6、報告

[報告3] 景観事前協議の新宿区景観まちづくり審議会へ報告する基準について

~~~~~

**○進士会長** 審議会の報告ですね。矢萩主査。

○景観と地区計画課主査 それでは、報告3、景観事前協議の新宿区景観まちづくり審議会へ報告する基準について御報告したいと思います。

資料ですが、お手元の報告3、資料というもの、A4、1枚でございます。こちらを御覧ください。

報告3のほうに入らせていただきます。これまで景観事前協議の届出があった建築計画につきましては、必要に応じて審議会に報告を行ってまいりました。今回、審議会に報告する基準について案を作成いたしましたので、報告いたします。

まず、1点目です。対象案件です。お手元の資料の(1)から(3)、こちらに該当する建築物で景観に影響を与えるおそれのあるもの、こちらを対象といたします。景観に影響を与えるおそれのあるものといえますのは、広大な敷地の一角に計画されるような小規模な建築物や眺望点から見えないような建築物などは景観上支障がないとして除いたものでございます。

それでは、対象案件(1)大規模建築物です。建築物の新築で、延べ面積3万㎡または高さ60メートル、または敷地面積5,000㎡を超えるもの、こちらは景観まちづくり計画におけるいわゆる大規模建築物あるいは都市開発諸制度の活用が可能な敷地規模を有しながらも、諸制度を活用しないで一般建築物として建てるものを差します。また、②次に掲げる制度を活用して建設または計画される建築物です。高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、市街地再開発事業、再開発等促進区を定める地区計画、総合設計、特例容積率適用地区、高度利用の認定を受けるもの、こちらは都市開発諸制度等を活用することにより、形態規制等が緩和されるものとなります。

(2)です。地域特性を考慮するものです。こちらは眺望景観に対する配慮が必要なものとして基準を作成いたしました。1点目です。新宿御苑みどりと眺望保全地区、また、歴史あるおもむき外濠地区、こちらの地区内に新築される建築物で、延べ面積3,000㎡かつ高さが30mを超えるものを対象といたします。

まずは参考資料を御覧ください。新宿御苑みどりと眺望保全地区のうち、新宿御苑正門に面する地域は30mの高度地区が指定されていることから、当該地区内で高度地区が定められていない地域についても、高さ30mを超える建築物は審議会に報告をいたします。また、同じく眺望景観への配慮が求められる歴史あるおもむき外濠地区、こちらについても同基準を準用いたします。

なお、延べ面積につきましては、新宿区中高層建築物の建築に係る紛争予防と調整に関する条例、こちらに基づき3,000㎡を超えるものを対象としております。

2点目です。(1)、②に該当しない建築物のうち、聖徳記念絵画館の眺望の保全に関する景観誘導区域、こちらの中に新築されるもので、絵画館の眺望に係る基準に適合しないもの、こちらですが、参考資料の裏面を御覧ください。

現在、総合設計を活用する建築物については、ガイドラインで絵画館の眺望の保全に関する基準を設けております。今回は総合設計を活用しない一般の建築物につきましても、絵画館の眺望に配慮を求めため審議会に報告するとしたものです。

そして、(3) その他区長が必要と認めるものについて審議会に報告します。審議会に報告を行う対象とする規模等による基準として(1)、(2)を定めますが、この基準に該当しない小規模建築物におきましても、歴史性がある、あるいは建築物が地域を象徴する建物である、そういったものについては、必要に応じて審議会に御意見を伺いたいと考えております。

次に、報告を行う時期について御説明いたします。新宿区景観まちづくり条例に基づき、景観事前協議が届けられたその後、審議会へ報告いたします。

なお、東京都景観条例に基づく大規模事前協議、こちらの対象となるものについては、その協議後となります。

報告3については以上です。よろしく申し上げます。

**○進士会長** ありがとうございます。これは前回か前々回か忘れましたが、はっきり整理してほしいという御意見があつて、その事務局の整理ですが、何かございますか。よろしいでしょうか。

では、御了承いただいたことにいたしたいと思います。

~~~~~

## 7、その他

~~~~~

**○景観と地区計画課長** それでは、今報告の案件3件終わりました。次に、事務局のほうから御連絡をいたします。

本日の議事録につきましてでございますけれども、個人情報に当たる部分を除いてホームページで公開していきたいと思っております。

次回の審議会でございますけれども、日程につきましては、決まり次第御連絡をさせていただきたいと思っております。なお、景観事前協議の届出及び行為の届出につきまして、勧告や変更命令を検討する事例が発生した場合には、急遽審議会または小委員会を開催する場合があります。よろしく御願いいたします。

景観施策について助言をいただきたい場合等においても、小委員会を開催することになります。その際は御連絡いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

○**進士会長** ありがとうございます。

全体的に何かございますでしょうか。はい、どうぞ、**大浦委員**。

○**大浦委員** 事務局のことなんですけれども、俺は聞こえるけれども、後ろの人は声が小さくて聞こえないから、マイクか何か使ったらどうかしらね。

それともう一つ、この資料、本当に細かく書いてあってわかりやすいんだけど、ばらばらしてページであらわしているところと全然あらわしていないところがあるじゃない、この資料。それと、何とか何とかを見てくれといっても、資料と書いてある字は小さくてよく読めないし、どこどこかわからないし、資料を探しているうちにもう先に進んでしまうので、面倒くさいか知らないけれども、1冊の本にまとめるとか何かわかりやすいようにしていただきたいと思います。終わりです。

○**景観と地区計画課長** わかりました。わかりやすいように資料のほうをしっかりとつくります。

○**大浦委員** 送られてきた資料もあるし、今日のものもあるし、どれだかさっぱりわからないんだ。よろしく願いします。

○**景観と地区計画課長** よくわかりました。

○**進士会長** はい、どうぞ。

○**松川委員** ちょっとさっき言いそびれてしまってあれですけども、報告2、資料4というこの紙の解説の絵でわからなかったのがあって、右に2枚目の紙の変化に富んだ地形からの視線に配慮して修景する、この説明図が何かちょっと、何を言っているのかわからなかったんですけども、この2つぐらいわからなかったのかな。3つ目の自動車がちょこっと見えているのは何となくわかったんですけども、この上の2つがオーケーと言っているのと、一番上の山の上の人とビルの下の人が何を考えているのかちょっとわからなかったんですね。きっとこういう解説をたくさんつけられると思うので、もう少し何かわかりやすくしていただきたいと思います。

○**景観と地区計画課（宮本）** 新宿区では設備や屋外機器については歩行者や水平方向からの見え方に配慮してくださいというお願いをしております。上の図ですと、歩行者からは見えませんが、坂の上など高い場所からの水平方向からの視線だと屋外機器が丸見えになっておりますので、こういったものについては目隠しのパネルなどを設置をしてくださいとい

ったことを誘導するための絵としてお示ししております。

○松川委員 右のオーケーと言っている人からは見えないけれども、左側の山の上から見る人もいるから、このままじゃだめだよということなんですか。

○景観と地区計画課（宮本） 歩行者からだけでなく、水平方向からの目線にも配慮して計画を行ってくださいということを誘導するための絵としてこちらをお示ししています。

○松川委員 そうなんですか。すみません、全然わからなかったです。

○後藤副会長 わかりにくいですね。

○松川委員 その下も同じこと、そう言われれば、なるほど、そうなのかと。屋上に上がった人から見えちゃうからだめだよという話なんですね。

○景観と地区計画課（宮本） そうですね。

○松川委員 なかなかそういうふうに読めなかったので、ごめんなさい。何のことだろうと思いました。

○景観と地区計画課長 ここだけじゃなく、もしかしたらそういうふうになんてちょっとわかりにくいところがあるかもしれませんので、それは見直したいと思います。

○松川委員 よろしくお願いします。

○進士会長 大分丁寧に先へ先へと考えたんでしょうね。

ほか、いかがでしょう。新しく御参加いただいた方、せっかくですから、少し御感想でもどうぞ。

○竹内委員 1つだけいいですか。

○進士会長 はい、どうぞ。

○竹内委員 竹内ですけれども、さっきの審議会へ報告する基準についてとあるんですが、これの3番目にその他区長が必要と認めるものとあるんですが、これは区長が提言したものというとり方でいいんでしょうか。

○進士会長 それは、分掌上は区長が責任者ですから、区は。

○竹内委員 誰が。

○進士会長 行政の担当者ですよ、実際判断しているのは。

○竹内委員 ということは計画課という意味に捉えていいんですかね。

○進士会長 基本的には区長ですよ。

○景観と地区計画課主査 こちらに今、区長が認めたものとありますのは、先ほどもちょっと説明させていただいたんですが、大規模でない小規模のものでも歴史性があるようなものとか

あるいは地域を象徴するようなもので、そういった建て替えについては審議会に御報告させていただくという趣旨ですので、区長が認めるものと表現させていただいたところです。

○竹内委員 ですから、計画課へ何か申請したものみたいな感じで。

○景観と地区計画課主査 申請とかという手続ではありませんが、例えば地域の総意だとかそういうものを考慮しながら適宜判断していきたいと考えています。

○進士会長 一般的には線が引いてあるんですけども、それ以下でもやっぱり大事だと思ったことはやりましょうという区としては積極的に景観を守るほうで頑張りたいという意思表示だと御理解いただいて、だから、当然審議会の委員ですから御発言いただいていた方がいいですよ。こういうのはやっぱりやるべきだと。ぜひどうぞ。

ほか、よろしいですか。御意見、名前は今日当てませんが、どうぞ御発言いただいて。

福井委員、どうぞ。

○福井委員 四谷の現状との相違点の修正というのは、丸が四角になったのは何か意味があるんですか。

○景観と地区計画課（宮本） この青い丸のところでしょうか。

○福井委員 はい。

○景観と地区計画課（宮本） こちらは、「まちなみの大幅な変化が予想される場所」ということで示しております。ここは再開発が今計画されているところでして、その計画区域が丸ではなくて四角い区域でしたので、今回修正の際に丸ではなく四角に直しました。

○進士会長 よろしいですか。

○福井委員 あとは写真の何か交換したというのは、これは上智のグラウンドからこっちに変わったんですか。

○景観と地区計画課（宮本） これは現状の最新の写真に更新したということでした。

○福井委員 ちょっと外濠に関しては土木学会の中村先生からもいろいろあって、いろいろ言われているものですから興味を持ってまして。

○進士会長 写真は現在のものにしたということね。

○景観と地区計画課主査 はい、時点修正等をさせていただきました。

○進士会長 よろしいですか。後でお気づきの点があったら、どうぞ事務局に言ってください。

よろしいでしょうか。

それでは、今日のお話は大変いろんな内容が入っていましたが、屋外広告物についても景観行政として本格的に取り組んで、新しい1ページを開こうとしている、そういう意欲的な

チャレンジですから、全体として**後藤委員**がたしか検討委員会でやっていただいたので、感想がございましたらちょっと一言いただいて終わりたいと思います。

○**後藤副会長** 検討委員会の中でもいろいろ議論をしているんですけども、本来景観行政団体が屋外広告物に関してもきちんと責任を持つべきなんですけど、現在、東京都では都が屋外広告物行政を一手に引き受けているところなので、ただ、他県ではもう景観行政団体に移管しているケースもあるので、やっぱりそのあたりを強く都に訴えかけていくということがあわせて必要だと、計画づくりだけではなく、そのように思います。

○**進士会長** こういう話はなかなか難しいんですけども、一番最初に新宿が景観行政団体の申し出を言ったのが最初だったよね、たしか。都に対して、23区で。たしか……

○**景観と地区計画課（千葉）** 結局なったのは、3番目。

○**進士会長** なったのは3番目だったけれども、意思表示はとても早かったの。それで、いろんなことがありまして、そういう3番目だったかな。つまり東京都政というのができて、それで23区は特別区になって、その特別区がもう一回特別市という議論が起こっていて、もう既に起こっているわけです、ずっと何十年も。もう普通の市と同じように23区は完全に独立した自治体になるべきだという議論をずっとやってきたわけですね、全ての区が。ところが、東京都はやっぱり東京市以来の一元的な行政、特に景観行政とか都市計画行政については都がやっぱりイニシアチブをとるんだと。確かに東京の特性からいうと、千代田区のようなところは日本を代表する土地だし、千代田区がこれでいいと言ったからといって勝手に変えてしまうとやっぱりまずいだろうと、そういういい面もあるし、逆に東京都の意向が強くなっていくということもあるんですけど、だから、これも余りうっかり言っちゃいけないことですが、今絵画館のものはここに非常に丁寧にガイドラインにはあるだけけれども、聖徳記念絵画館よりもうんとスケールのでかいものを都は決めているわけで、そういう話が両方ありまして、これはなかなか本当にしんどいところなんですよ。

だから、地元主義というか地方分権一括法は、本来それぞれの自治体が主体的にやるということになっているんですけど、東京市の場合は、東京市から東京都になったのが昭和十七、八年で、それ以降の話があって、もう一回各区は特別市としてちゃんとした自治権を持つと言っているし、だから、今の**後藤委員**のお話の広告物行政もそうなんです。一元的にやるという建前で、だから、先ほど説明もえらくややこしかったのね。東京都の広告物条例を使ってとか、だからその辺があります。ちょっと余分なニュース解説風に聞いておいてください。

よろしければこのぐらいにさせていただきますが、いろんな課題はこれからもあると思いま

すが、精いっぱい皆さんのお知恵を頂戴して進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

本日はこれでお開きにしたいと思います。どうもありがとうございました。

午後 3時26分閉会